

龍馬と学ぼう

日商簿記2級

日商簿記2級フリーテキスト講座

<商業簿記⑩> 法人税と消費税

全6枚



弥生カレッジCMCのフリーテキスト講座（無料動画で公開中）

ニコニコ生放送：「そこまで質問して委員会」もよろしく！！

1. 税金の事（弥生検定経理事務3・2級攻略テキストより）

税金は大きく分けると、表のようにまとめる事ができます。

	直接税	間接税
国税	法人税・所得税 相続税・贈与税など	消費税・酒税・印紙税・ たばこ税など
地方税	住民税・事業税・固定資産税・ 自動車税・不動産取得税など	地方消費税・ゴルフ場利用税 など

また、徴税方式は次のいずれかの方式によります。

- ① 申告納税方式・・・納付すべき税額を納税者が計算し、その申告により確定する方式の事（所得税・法人税・法人事業税・法人住民税・消費税・相続税・贈与税など）。
- ② 賦課課税方式・・・納付すべき税額がもつぱら税務署長の処分により確定する方式をいいます（固定資産税・自動車税・不動産取得税など）。

印紙税、不動産取得税、自動車税、固定資産税等の支払時の仕訳
租税公課 / 現預金

法人においては、法人税・消費税は決算日の翌日から**2か月以内**に所轄の税務署において申告納付しなければならないという事を経理担当者として意識しておく必要があります。

では、消費税・法人税の内容を説明します。



2. 消費税

消費税の経理処理には税抜経理と税込経理があります。

<税抜経理>

- ① 商品（本体価格¥100,000）を仕入、8%の消費税を含めて代金は掛けとした。なお消費税については税抜経理方式を採用している。

仕入 100,000 / 買掛金 108,000
仮払消費税 8,000 /

- ② 商品を 120,000¥で売上げ、8%の消費税を含めて代金は掛けとした。なお消費税については税抜経理方式を採用している

売掛金 129,600 / 売上 120,000
仮受消費税 9,600

- ③ 決算につき、確定消費税を計上した。

仮受消費税 9,600 / 仮払消費税 8,000
未払消費税 1,600

<税込経理>

上記①から③を税込経理で処理すると下記のようになります

- ① 仕入 108,000 / 買掛金 108,000
② 売掛金 129,600 / 売上 129,600
③ 租税公課 9,600 / 未払消費税 9,600

<税抜経理のさきほどの問題に追加します>

- ④ 機械を 108,000 円（税込価額）後払いで購入した。なお消費税については税抜経理方式を採用している。

機械 100,000 / 未払金 108,000
仮払消費税 8,000

この場合の決算時の仕訳は

仮受消費税 9,600 / 仮払消費税 16,000
未収消費税 6,400

実務での消費税の考え方は簿記とは違います。ワンポイント講座でまとめて話をしていますので興味があればご視聴下さい

3. 法人税

試験的には下記の3パターンだけ押さえておけば十分です

①中間法人税等を100,000円支払った

仮払法人税等100,000／現金100,000

②当期の法人税等が300,000円で確定したので計上した

法人税等 300,000／仮払法人税等100,000
未払法人税等200,000

③当期の法人税額は50,000で確定したので計上した

法人税等 50,000／仮払法人税等100,000
未収法人税等50,000

実務での法人税の考え方も
ワンポイント動画で説明するね



4. 消費税・法人税実務入門

<消費税>

消費税はもらった税金から払った税金を引いて納付する

もらった税金 - 払った税金 = 納付税金

仮受消費税 仮払消費税 = 未払消費税

<例>

課税売上 400,000 課税仕入 300,000

非課税売上 100,000

<課税売上割合とは>

$400,000 / 500,000 = 0.8$

<控除対象仕入税額とは>

<実務のポイント>

売上に関しては課税売上・非課税売上・対象外売上をしっかりと区分しておく

仕入等に関しては、課税か課税でないかを区分しておく

<端数処理はどうする>

簿記の仕訳どおりにはいかない理由⇒課税標準額は 1,000 円未満は切り捨てます

消費税 2 級対策講座
11,000 円もよろしく
(たまにはコマチャ)



<法人税>

「利益」と「所得」の違い

【会計】

売上	100,000
仕入	40,000
交通費	30,000
交際費	20,000
<hr/>	
利益	10,000
法人税	

【法人税法】

売上	100,000
仕入	40,000
交通費	30,000
交際費	
<hr/>	
所得	30,000
法人税	

法人税の課税標準は

【法人税法】 所得 = 益金 - 損金

【会計】 利益 = 収益 - 費用

所得 = 利益 + 損金不算入 + 益金算入 - 損金算入 - 益金不算入
 税務上の加算 税務上の減算

法人税額 = 所得 × 税率

法人の区分		年所得 800 万円以下	年所得 800 万円超
普通法人	資本金 1 億円超	25.5%	
	資本金 1 億円以下	15.5% ※	25.5%

<代表的事例>

- 損金不算入：法人税など、交際費・寄付金限度超過額、減価償却・貸倒償却超過額
- 益金算入：無償または低価格での譲受けなど
- 損金算入：納税充当金から支出した事業税など
- 益金不算入：受取配当金

<納付時期も押さえておこう>

決算日の翌日から2か月以内に申告・納付が原則